

〔平成二十四年六月二十日
参議院内閣委員会〕

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、指定暴力団等による対立抗争及び暴力的要求行為等によって住民の平穏な生活が危険にさらされることのないよう、本法を効果的に運用すること。

なお、本法の規定に基づく職権を運用するに当たっては、恣意的にならないよう十分留意すること。

二、各都道府県に置かれた暴力追放運動推進センターが、暴力団事務所の周辺住民の委託を受けて行う当該事務所の使用差止請求関係業務を含めた事業を適切に行えるよう、財政状況の改善など環境整備のための方策を検討すること。

三、暴力団との関係の遮断を図る企業及び市民等に対する危害行為が相次いでいることに鑑み、保護対象者の指定及び身辺警護等の保護対策を講ずるに当たっては、遺漏なきを期すること。

四、暴力団から離脱する意志を表明する者に対しては、その意志を確認した上で十分な援護措置を講ずること。

また、暴力団から離脱した者についても社会から孤立することのないよう、都道府県暴力追放運動推進センター等と連携して十分な援護措置を講ずること。

五、暴力団事務所の使用差止請求等にかかる裁判においては、証言を行う者が暴力団等から精神的な圧迫や

危害を受けることがないように、十分な配慮が望まれる。

右決議する。